

市長交際費の支出基準

1 目的

交際費についての支出基準を定めることによって、行政の透明性の確保と説明責任を果たし、市政に対する市民の理解と信頼を深めるとともに、公平で公正な執行を図ることを目的とする。

2 支出の相手方

交際費は、下記に掲げる者に対し、社会通念上妥当と認められる範囲内で支出できるものとする。

- ① 安芸高田市の執行する事務事業について、直接関係のある者
- ② 市政について、功績が顕著である者
- ③ 災害又は事故に遭った者
- ④ その他市長が特に必要と認める者

3 支出の区分

交際費の支出区分は、次のとおりとする。

- ① 儀礼的経費
お祝い、お見舞い、香典、生花その他、慶弔等に関する経費
- ② 社交的経費
各種会合等の参加費・会費、その他社交に係る必要経費
- ③ 上記に掲げる経費以外で、これに準ずる経費

4 支出額の基準

交際費の支出基準は、別表によるものとする。ただし、これ以外の場合は、社会通念上妥当と認められる範囲内で別に定めるものとする。

(別表) 交際費の支出基準表

| 区分 | 対象者等 (適用範囲を含む) | 金額 |
|--------|---|--------------------------|
| お祝い | 叙勲・褒章 (市民又は市に縁の者が受賞し、又は祝賀会等が開催される時) | 1万円 |
| | 就任等お祝いの生花 (近隣市町村長・議長、姉妹都市の市町村長・議長、関係協議会等への加盟市町村長・議長) | 実費 |
| | 落成式 | 1万円 |
| | 総会・祝賀会・行事等へのお祝い | 1万円以内 |
| | 激励祝い金 (全国大会等へ出場する団体又は個人) | 1万円以内 (個人) 3万円以内 (団体) |
| | 市政の推進に関する各種団体の大会等 | 1万円以内 |
| お見舞い | 病気見舞 (近隣市町村長・議長、姉妹都市の市町村長・議長、関係協議会等への加盟市町村長・議長、市関係団体代表者等) | 1万円以内 |
| | 災害見舞 (火災、災害等) | 1万円以内 |
| | 災害見舞 (他都市への災害等の見舞) | 社会通念上、妥当と認められる額 |
| 香典・供花等 | 市議会議員 (現職：本人) | 1万円 |
| | 市議会議員 (前・元職：本人) | 1万円以内 |
| | 近隣市町村長・議長、姉妹都市の市町村長・議長、関係協議会等への加盟市町村長・議長 | 1万円以内 |
| | 市政に功労があったと認められる者 | 1万円以内 |
| | その他、市長が特に必要と認める者 | 1万円以内 |
| | 会費 会費を必要とする会合等への参加に要する経費 (政治家等の個人パーティーは除く) | 会費相当額 |
| その他 | 市政運営上の必要経費として、市長が特に認めるもの (広告料、土産、その他) | 社会通念上、妥当と認められる額 |

備考

別に消費税(地方消費税を含む。)が課されるものにあつては、表中の執行基準額に、当該額に消費税率(地方消費税率を含む。)を乗じて得た額を加えた額を執行基準額とする。

この基準は、平成 17 年 1 月 1 日から適用する。

この基準は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

この基準は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。